

第 2 1 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和 7 年 2 月 2 5 日（火） 午後 1 時 3 0 分より

会議の場所 高山市役所丹生川支所 2 階防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|---------|------------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 2 2 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 1 5 9 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 5 | 議第 1 6 0 号 | 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第 1 6 1 号 | 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 1 6 2 号 | 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 1 6 3 号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第 1 6 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 0 | 議第 1 6 5 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第 1 1 | 議第 1 6 6 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 1 2 | 議第 1 6 7 号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、

陣出通子、大面正紀、東野満浩、森田高見、田中君代、垣内常宏、辻直司、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員

黒木義弘、丸山浩一、小井戸寿尚

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子、
振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、書記：尾形博司、中島麻由美、
農地相談員：木戸脇良昭、飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職務代理	ただいまより第21回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中16名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会 長	皆様こんにちは。 今日は暖かい日となりましたが、先日の降雪では、ハウスや果樹に被害を受けたところもあったようです。 そのような中ですが、令和6年の農畜産物の生産販売状況が公表され、過去最高の生産販売額となりました。私が農業委員になったころは、250億円を目指していましたが、それも超え、去年は266億円だったそうです。 話は変わりますが、確定申告が始まり、かつては会場周辺も大渋滞を引き起こしていましたが、今は駐車場もすいており、インターネットでの申告が増えたのだと、時代が変わってきたのを感じました。 本日も慎重な審議とスムーズな進行をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
職務代理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。

議	長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 13番 森田高見 委員と14番 田中君代 委員を指名します。
議	長	日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。 日程第3 報第22号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
森農地主事		今回は1法人について報告します。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件があり、 ①法人形態要件 ②事業要件 ③議決権要件 ④役員要件 については、報告資料により総合的に確認しております。 (案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、 農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上1件について報告いたします。
議	長	続きまして、日程第4 議第159号 農地転用許可後の事業計

		画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中島書記		今回は、1 件の上程です。 事業計画変更とは、過去に農地法第 4 条又は第 5 条の許可を受けたものの、当初計画を変更するもので、目的及び事業者の変更が該当します。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、計画の変更内容を説明)
議長		ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第 5 議第 1 6 0 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中島書記		今回は、8 件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)
議長		ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。

続きまして、日程第6 議第161号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第162号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記

今回は、7件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第163号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記

今回は、2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地又は採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、宅地や山林としての証明を求められるケースが多いですが、非農地となってから20年以上経過していることを、家屋登記簿や課税証明等により確認しています。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書を説明)

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件
	については、許可相当として意見を付することに決定します。
	続きまして、日程第 9 議第 1 6 4 号農用地利用集積計画の決定
	について を議題とします。
	最初に、委員案件について、事務局の説明をお願いします。
尾 形 書 記	本日は 2 5 件を上程しますが、はじめに、委員案件の 2 件につい
	て説明します。
	(案件について、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、存続期
	間及び新規・更新の別を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、委員案件の 2 件を決定といたします。
	それでは、残りの案件について、事務局の説明をお願いします。
尾 形 書 記	残りの 2 3 件について説明します。
	(案件について、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、存続期
	間及び新規・更新の別を説明)
	なお、農地利用集積計画による利用権の設定は、先月もご連絡し
	ましたが、令和 7 年 3 月末をもって廃止となるため、告示日程の関
	係上、今回で終了となります。今後は原則として農地中間管理機構
	を経由した貸し借りとなりますが、こちらは、地域計画に位置付け
	られた農地が対象です。
	また、所有権移転についても廃止となり、当面は 3 条での所有権
	移転となります。中間管理機構による所有権移転については、現在
	準備中で、今後取り扱いが可能になると聞いております。
	すでに、設定している利用権については、期限まで有効です。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定いたします。

続きまして、日程第 10 議第 165 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は 12 件の上程です。

(案件について、地区ごとに作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・
の別、存続期間及び新規・更新の別を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を決
定いたします。

続きまして、日程第 11 議第 166 号 農用地利用集積等促進
計画（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は 33 件の上程です。

(地区ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借にあっては存続期間を説
明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画を決定いたします。

続きまして、日程第１２ 議第１６７号 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は１件の上程です。

(権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕を決定いたします。

以上で本日予定していました議事を終了いたします。

職務代理 これをもちまして、第２１回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後２時１０分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

森田 高見 委員

田中 君代 委員
